

＝ 平成30年度 就学援助制度のお知らせ（新規） ＝

仙台市教育委員会

仙台市では、経済的理由などにより就学にお困りの方に学用品費、給食費等を援助する就学援助制度を設けています。下記の理由のいずれかに該当しており援助を希望する方は、お子様の通学している各市立小・中・中等教育（前期課程のみ）学校にお気軽にご相談ください。

※ 就学援助制度のお知らせは、市立の小・中・中等教育（前期課程のみ）学校の保護者全員へ配布しております。就学援助が必要になった時にご覧になれるよう1年間保管してください。

I 就学援助を受けられる方（1年以内に持家などを取得していない方で、以下の①～⑧のいずれかに該当する方）

該当理由	該当することを証明する書類（コピー可）
①児童扶養手当を受給している方（児童手当・特別児童扶養手当は対象外）	児童扶養手当証書（表紙と市長印が押されているページ）
②平成30年度中に生活保護が停止または廃止となった方	生活保護停止・廃止決定通知書（停止・廃止理由によっては認定できない場合があります。）
③18歳以上の世帯員全員（同一住所に居住する全員及び別居の単身赴任の方）の市民税が地方税法第295条第1項（障害者・寡婦または寡夫）により非課税または減免されている方	平成30年度（平成29年分）市・県民税非課税証明書または減免通知書（各区区役所・総合支所より5月中旬以降発行予定）
④20歳以上の世帯員全員（同一住所に居住する全員及び別居の単身赴任の方を含む）の国民年金掛金が全額免除されている方	平成30年度 国民年金保険料免除申請承認通知書または免除理由記載の納入通知書（社会保険事務所より通知）
⑤国民健康保険料の減免または徴収の猶予を受けている方 ※軽減は対象外	平成30年度 国民健康保険料減免承認決定通知書（各区区役所・総合支所より通知）
⑥低所得世帯を対象とする生活福祉資金の貸付けを受けている方	生活福祉資金貸付決定通知書または償還整理帳（社会福祉協議会より発行）
⑦個人事業税・固定資産税が減免されている方 ※一部の減免項目は対象外（家屋新築による固定資産税等の減免など）	平成30年度 個人事業税の減免通知書（県税事務所より通知） 平成30年度 固定資産税の減免理由記載の課税通知書（市役所より通知）
⑧同一住所に居住する全員及び別居の単身赴任の方の年間総収入額または年間総所得額が下記の金額（基準額）以下となることが見込まれる方	<p><働いている方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年分給与所得の源泉徴収票（勤務先で発行） ・平成29年分確定申告書 （税務署または区役所の収受印のあるもので第一表・第二表部分（確定申告の際は収受印が押された申告書の控えを受け取ってください。なお、電子申請の場合は収受印の代わりに、受付日時の記載があるもの。） ・現在の勤務先の給与明細書（直近3ヶ月分）及び賞与明細書 <p><退職した方・無職の方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職所得の源泉徴収票 ・雇用保険受給資格者証（雇用保険受給者） ・平成30年度（平成29年分）市・県民税非課税証明書（各区区役所・総合支所より5月中旬以降発行） ・年金収入（遺族・老齢・障害年金等）がある場合はその額のわかる書類（年金額改定通知書・年金振込通知書・公的年金等の源泉徴収票）

※ 書類にマイナンバー（個人番号）が記載されている場合は、油性ペン等で塗りつぶし、番号が見えないようにしていただきますようお願いいたします。

裏面もご覧ください

1. 親族等からの援助状況なども審査対象となりますので、収入額のわかる書類を依頼することがあります。
2. 失業保険金や傷病手当金等、公的給付の他、退職金や生命保険金等の一時的収入がある場合、及び資産を保有している場合は、収入額などがわかる書類の提出が必要となります。なお、虚偽の申請がなされた場合は原則認定を取消します。
3. 市・県民税非課税証明書等は、発行される時期が申請の時期と異なる場合があります、すぐに提出できないものもあります。この場合は発行され次第、速やかに提出をお願いします。(発行元への発行時期の問い合わせはできるだけご遠慮ください。)
4. 該当理由のうち有効期限のあるものは、有効な期間に限り認定となります。有効期限以降引き続き認定を希望する場合は、改めて書類を提出していただく必要があります。
5. 年度途中の大幅な収入減など特別な事情がある場合は援助の対象となることもありますので、学校にご相談ください。

II 手続き上の注意

1. 申請書は市立小・中・中等教育(前期課程のみ)学校に備えてあります。「I」の表のうちいずれかに該当することを証明する書類を添えてお子様の通学している学校へ申請してください。その他必要な書類がある場合は、後日学校からお知らせいたします。
2. 当年度初回の受付は4月末までです。次回以降は随時受付となり、原則申請書が学校に提出された月から対象(申請した月より前にはさかのぼりません。)となります。該当することを証明する書類の発行に時間がかかる場合は、申請書だけでも先にお子様の通学している学校へご提出ください。

III 援助内容(金額は平成29年度の年額です。金額は変わることもあります。)

対象費目		学用品費等	新入学学用品費等	学校給食費	修学旅行費	校外活動費(遠足等・宿泊)		通学費	体育実技用具費(中学校のみ)	医療費(指定疾病のみ対象)
小学	1年	11,420円	40,600円	実費 (教育委員会から学校に直接支払)	交通費 宿泊費 見学料等	交通費 見学料 宿泊費		実費	—	実費 (教育委員会から病院等に直接支払)
	2~6年	13,650円	47,400円(小6)							
中学・中等教育(前期課程)	1年	22,320円	47,400円							
	2~3年	24,550円	—							
支給予定月		10月 3月	7月(小1/中1) 3月(小6)	経費 精算後	遠足 宿泊	10月・3月 経費精算後	10月 3月	10月または 3月		

1. 年度途中の認定の場合は、学用品費等は月割りとなり、小学校1年次、中学校1年次に支給の新入学学用品費等(認定日が4月1日に限る)は対象外となります。また、学校給食費は認定日以降の経費が支給されます。
2. 中学校入学のための新入学学用品費は小学校6年次に支給されます。ただし、小学校6年次に中学校入学のための新入学学用品費等(生活保護費の入学準備金を含む)を受給しておらず、中学校1年次の就学援助について4月1日付で認定された場合は、中学校1年次に新入学学用品費が支給されます。
3. 修学旅行費及び校外活動費は、認定日以降に実際に参加した行事について支給され、対象外の経費もあります。また宿泊を伴わない校外活動費(遠足等)は年間限度額(平成29年度は小1,570円 中2,270円)があります。
4. 通学費は、公共交通機関を利用した場合で、片道の通学距離が小学校4km、中学校6km以上に該当する方のみ対象となります。指定学校以外の学校への通学、中等教育学校通学、自家用車利用、区域外就学は対象外となります。
5. 体育実技用具費は体育の授業(柔道・剣道の実技)に必要な特定の用具を購入した場合に限りです。
6. 医療費の支給対象となる疾病は、次のものに限りです。

< 虫歯、慢性副鼻腔炎、中耳炎、アデノイド、結膜炎(ウイルス性に限る)、白癬、疥癬、膿疱疹、寄生虫病、トラコーマ >
 学校の定期健康診断等で上記の病気が見つかった児童・生徒の保護者に対して、医療券を発行します。医療券の効力は医療機関へ提出された日から発生しますので、就学援助認定後、医療機関受診前に必ず学校の医療券担当者へご相談ください。
 また、医療費の支給対象外の疾病の治療費は、自己負担になります。

※ 就学援助は上記表の対象費目を支給する制度であり、学校納付金を免除するものではありません。

※ 支給時期は若干前後することがあります。また、対象費目の受領方法は、各学校の指示に従ってください。

問い合わせ先

お子様の通学している学校の事務担当者
 又は仙台市教育委員会学事課奨学調整係

電話 ()

電話 (214) 8861